

報告第 21 号

西海市多目的船舶の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市崎戸町江島で発生した船舶物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 10 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 10 月 30 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市多目的船舶の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市崎戸町江島で発生した西海市多目的船舶の事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 1 相手方住所
氏名
- 2 損害賠償額 金 264,000 円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和 5 年 7 月 13 日 午後 1 時頃
発生場所 西海市崎戸町江島
- 4 事故の状況 市多目的船舶が江島港に入港し、浮棧橋に接岸しよう
と後退していた際、後方を十分に確認せず、また十分に
減速していなかったため、停泊していた相手方船舶に接
触し破損させたもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和 5 年 7 月 13 日 午後 1 時頃			
施設名等	西海市多目的船舶	事故原因	当方の後方確認不足及び十分に減速していなかったため	
事故場所	西海市崎戸町江島			
事故届出	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (佐世保海事事務所)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	西海市多目的船舶が江島港に入港し、浮棧橋に接岸するため後退していた際、後方を十分に確認せず、また十分に減速していなかったため浮棧橋に停泊していた相手方船舶の船尾ステンレスパイプ部分に衝突し、破損させたもの			
事故状況略図	<p>(事故発生状況図)</p>			
損害見積額	264,000 円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名： 三井住友海上火災保険㈱) 2. その他 ()	